

「シフト制」労働者の雇用管理を適切に行うための留意事項

このリーフレットは、いわゆる「シフト制」で労働者を就労させる際に、使用者に留意していただきたい内容をまとめています。労働者も納得した上でルールを定め、労働関係法令を守り、トラブルを予防しましょう。

「シフト制」とは

この留意事項での「シフト制」とは、労働契約の締結時点では労働日や労働時間を確定的に定めず、一定期間（1週間、1か月など）ごとに作成される勤務シフトなどで、初めて具体的な労働日や労働時間が確定するような勤務形態を指します。ただし、三交替勤務のような、年や月などの一定期間における労働日数や労働時間数は決まっていて、就業規則等に定められた勤務時間のパターンを組み合わせて勤務する形態は除きます。

1 シフト制労働契約の締結に当たっての留意事項

(1) 労働条件の明示

（「留意事項」2頁）

- 労働契約の締結時には、労働者に対して以下の労働条件を明示しなければなりません
(労基法第15条第1項、労基則第5条)。

必ず明示しなければならない事項

書面※で交付しなければならない事項

- 契約期間
- 期間の定めがある契約を更新する場合の基準
- 就業場所、従事する業務
- 始業・終業時刻、休憩、休日など
- 賃金の決定方法、支払い時期など
- 退職(解雇の事由を含む)
- 昇給

定めをした場合に明示しなければならない事項

- 退職手当
- 賞与など
- 食費、作業用品などの負担
- 安全衛生
- 職業訓練
- 災害補償など
- 表彰や制裁
- 休職

※労働者が希望した場合は、電子的な方法で明示することができます。

- 特にシフト制労働契約では、以下の点に留意しましょう。

「始業・終業時刻」

労働契約の締結時点で、すでに始業と終業の時刻が確定している日については、労働条件通知書などに単に「シフトによる」と記載するだけでは不足であり、労働日ごとの始業・終業時刻を明記するか、原則的な始業・終業時刻を記載した上で、労働契約の締結と同時に定める一定期間分のシフト表等を併せて労働者に交付する必要があります。

「休日」

具体的な曜日等が確定していない場合でも、休日の設定にかかる基本的な考え方などを明記する必要があります。

(2) シフト制労働契約で定められることが考えられる事項（「留意事項」3頁）

- 前頁の明示事項に加えて、トラブルを防止する観点から、シフト制労働契約では、シフトの作成・変更・設定などについても労使で話し合って以下のようなルールを定めておくことが考えられます（作成・変更のルールは、就業規則等で一律に定めることも考えられます）。

| | |
|----|--|
| 作成 | <ul style="list-style-type: none">・シフトの作成時に、事前に労働者の意見を聞くこと・シフトの通知期限 例：毎月〇日・シフトの通知方法 例：電子メール等で通知 |
| 変更 | <ul style="list-style-type: none">・一旦確定したシフトの労働日、労働時間をシフト期間開始前に変更する場合に、使用者や労働者が申出を行う場合の期限や手続・シフト期間開始後、確定していた労働日、労働時間をキャンセル、変更する場合の期限や手續 <p>※一旦確定した労働日や労働時間等の変更は、基本的に労働条件の変更に該当し、使用者と労働者双方の合意が必要である点に留意してください。</p> |
| 設定 | <p>作成・変更のルールに加えて、労働者の希望に応じて以下の内容についてあらかじめ合意することも考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none">・一定の期間中に労働日が設定される最大の日数、時間数、時間帯 例：毎週月、水、金曜日から勤務する日をシフトで指定する・一定の期間中の目安となる労働日数、労働時間数 例：1か月〇日程度勤務／1週間あたり平均〇時間勤務・これらに併せて、一定の期間において最低限労働する日数、時間数などを定めることも考えられます。 例：1か月〇日以上勤務／少なくとも毎週月曜日はシフトに入る |

(3) 就業規則の作成

（「留意事項」3頁）

- 常時10人以上の労働者を使用する使用者は、「始業及び終業の時刻」や「休日」に関する事項などについて、就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出なければなりません（労基法第89条第1号等）。

2 シフト制労働者を就労させる際の注意点

(1) 労働時間、休憩

（「留意事項」5頁）

- 労働時間の上限は原則1日8時間、1週40時間であり、この上限を超えて働かせるには36協定が必要です（労基法第32条、第36条）。
- 1日の労働時間が6時間を超える場合は45分以上、8時間を超える場合は1時間以上の休憩を、勤務時間の途中で与えなければなりません（労基法第34条第1項）。

(2) 年次有給休暇

（「留意事項」6頁）

- 所定労働日数、労働時間数に応じて、労働者には法定の日数の年次有給休暇が発生します（労基法第39条第3項、労基則第24条の3）。使用者は、原則として労働者の請求する時季に年次有給休暇を取得させなければなりません（労基法第39条第5項）。「シフトの調整をして働く日を決めたのだから、その日に年休は使わせない」といった取扱いは認められません。

(3) 休業手当

(「留意事項」6頁)

- シフト制労働者を、使用者の責に帰すべき事由で休業させた場合は、平均賃金の60%以上の休業手当の支払いが必要です（労基法第26条）。

※なお、使用者自身の故意、過失等により労働者を休業させることになった場合は、賃金の全額を支払う必要があります（民法第536条第2項）。

(4) 安全、健康確保

(「留意事項」5頁)

- 労働安全衛生法に基づく安全衛生教育（安衛法第59条）や健康診断の実施（安衛法第66条）などの義務は、シフト制労働者に対しても同様に適用されます。

3 シフト制労働者の解雇や雇止め

(1) 解雇

(「留意事項」7頁)

- シフト制労働者と「期間の定めがある労働契約」（有期労働契約）を締結している場合、期間中はやむを得ない事由がなければ解雇できません。また、期間の定めがない場合でも、客観的に合理的な理由等がなければ解雇できません（労契法第17条第1項、第16条）。
- なお、解雇する場合、①30日以上前の予告、②解雇予告手当の支払い（平均賃金の30日分以上）のどちらかが必要です（労基法第20条第1項）。

(2) 雇止め

(「留意事項」8頁)

- 一定の場合には、雇止め（労働者からの有期労働契約の更新等の申込みを使用者が拒否すること）ができなくなります（労契法第19条）。
- 契約が3回以上更新されているか、労働者が雇入れ日から1年を超えて継続勤務している場合、雇止めには契約満了日の30日前の予告が必要です（有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準第1条）。

4 その他（募集・採用、待遇、保険関係など）

(1) 募集

(「留意事項」9頁)

- ・労働者を募集する際には、業務内容・賃金・労働時間等の労働条件を明示することが必要です（職業安定法第5条の3第1項、第2項）。なお、募集時に示した労働条件を、労働契約締結までに変更する場合、変更内容の明示が必要です（職業安定法第5条の3第3項）。

(2) 均衡待遇

(「留意事項」8頁)

- ・シフト制労働者がパートタイム労働者や有期労働契約の労働者である場合には、通勤手当の支給やシフト減に伴う手当の支払いなどで、正社員と比べて不合理な待遇にしないよう留意してください（パートタイム・有期雇用労働法第8条）。

※その際、正社員の待遇を労使合意なく引き下げるることは望ましくないことに留意してください。

(3) 社会保険・労働保険

(「留意事項」9頁)

- ・シフト制労働者も労災保険の適用、給付の対象です。また労働時間などの要件を満たせば、雇用保険や健康保険・厚生年金保険の被保険者にもなります。

5 シフト制労働契約簡易チェックリスト

| 労働契約を締結する際の留意点 | | 法定事項 |
|---|--|---|
| 1. シフト制労働契約の締結時に、労働者に「始業・終業時刻」や「休日」などの労働条件を書面で伝えていますか。 | ⇒1 (1) 労働条件の明示 | <input type="checkbox"/> <input checked="" type="radio"/> |
| 1-2. 労働契約の締結時に、始業と終業の時刻を具体的に決めた日がある場合、どのように明示をしていますか。 | a. その日の始業・終業時刻、原則的な始業・終業時刻や休日の設定の考え方を記載したり、最初の期間のシフト表を渡したりして書面などで伝えている。 b. 書面などで伝えているが、始業・終業時刻や休日は「シフトによる」とだけ記載している。 | bに該当する場合、aの方法で明示を行ってください |
| 1-3. シフト制労働契約の締結時に、労働者の希望に応じて以下の内容についても定めていますか。 ⇒1 (2) シフト制労働契約で定めることが考えられる事項 | a. シフトが入る可能性のある最大の日数や時間数 b. シフトが入る目安の日数や時間数 c. シフトが入る最低限の日数や時間数 | a~cについて、労働者の意向も確認してみましょう |
| 1-4. シフト制労働契約の締結時に、以下を定めていますか。 ⇒1 (2) シフト制労働契約で定めることが考えられる事項 | a. シフトを作成するにあたり事前に労働者の意見を聞くなど作成に関するルール b. 作成したシフトの労働者への通知期限、通知方法 c. 会社や労働者がシフトの内容（日にちや時間帯）の変更を申し出る場合の期限や手続 d. 会社や労働者がシフト上の労働日をキャンセルする場合の期限や手続 | a~dについて、導入を検討してみましょう |
| 2. いったん確定したシフト上の労働日、労働時間等の変更は、使用者と労働者で合意した上で行っていますか。 ⇒1 (2) シフト制労働契約で定めることが考えられる事項 | | <input type="checkbox"/> <input checked="" type="radio"/> |
| シフト制労働者が就労する際の留意点 | | 法定事項 |
| 3. シフト制労働者の労働時間が1日8時間、1週40時間を上回る場合には、36協定を締結・届出していますか。 ⇒2 (1) 労働時間、休憩 | | <input type="checkbox"/> <input checked="" type="radio"/> |
| 4. 1日の労働時間が6時間を超える場合には、勤務の途中に一定時間以上の休憩を与えていますか。 ⇒2 (1) 労働時間、休憩 | | <input type="checkbox"/> <input checked="" type="radio"/> |
| 5. 要件を満たすシフト制労働者から年次有給休暇の請求があった場合、原則として労働者の請求する時季に年次有給休暇を取得させていますか。 ⇒2 (2) 年次有給休暇 | | <input type="checkbox"/> <input checked="" type="radio"/> |
| 6. シフト制労働者を使用者の責に帰すべき事由で休業させた場合は、一定額以上の休業手当を支払っていますか。 ⇒2 (3) 休業手当 | | <input type="checkbox"/> <input checked="" type="radio"/> |
| 7. シフト制労働者に、必要な安全衛生教育や健康診断を実施していますか。 ⇒2 (4) 安全、健康確保 | | <input type="checkbox"/> <input checked="" type="radio"/> |
| 8. 要件を満たすシフト制労働者を雇用保険、健康保険・厚生年金の被保険者としていますか。 ⇒4 (3) 社会保険・労働保険 | | <input type="checkbox"/> <input checked="" type="radio"/> |

6 参考リンク・お問い合わせ先

「いわゆる「シフト制」により就業する労働者の適切な雇用管理を行うための留意事項」

(URL) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22954.html



ご質問・ご相談窓口

| | |
|------------------|---------------------------------|
| シフト制の労働契約、労働条件全般 | 総合労働相談コーナー（都道府県労働局と労働基準監督署等に設置） |
| 労基法、安衛法、労災 | 労働基準監督署 |
| 募集・採用、雇用保険 | 公共職業安定所 |
| 職業安定法 | 都道府県労働局 |
| 社会保険 | 年金事務所（健康保険の場合はご加入の健康保険組合） |

大阪府の最低賃金は

☑ 使用者も
☑ 労働者も
必ずチェック
しましょう！

令和5年10月1日

時間額
1,064円

50
円
UP

令和6年10月1日
から

時間額

1,114
円

最低賃金制度のマスコットチェックマン



最低賃金との比較方法（計算方法）について

| | |
|--------------------|---|
| ① 時間給の場合 | 時間給 \geq 最低賃金額 |
| ② 日給制の場合 | 日給 \div 1日の平均所定労働時間 \geq 最低賃金額 |
| ③ 月給制の場合 | 月給 \div 1年間における1か月平均所定労働時間 \geq 最低賃金額 |
| ④ 出来高給（請負給） の場合 | 賃金算定期間（賃金締切期間）に支払われた総額 \div その期間に出来高制によって労働した総労働時間 \geq 最低賃金額 |
| ①～④が混在 | 各賃金の1時間あたりを算出し合計した額 \geq 最低賃金額 |

最低賃金との比較時に含めない賃金の種類

| | | | |
|-------------------------|-------------------------------------|------------------------------|--------------------------------|
| ① 精皆勤手当 通勤手当 家族手当 | ② 1ヶ月を超える期間 ごとに支払われる 賃金（賞与など） | ③ 臨時に支払われる 賃金 (結婚手当など) | ④ 時間外・休日労 働及び深夜労働 に対する賃金 |
|-------------------------|-------------------------------------|------------------------------|--------------------------------|

ご不明の点は、大阪労働局労働基準部賃金課

TEL 06-6949-6502

もししくは、最寄りの労働基準監督署にお問合せください。



最低賃金に関する
特設サイトもご覧
ください。



(060901)



Check!

賃金引上げ・就業環境整備をご検討の事業主の皆様へ

1 社労士等の労務管理の専門家が会社の「働き方改革」や賃金引上げを無料で支援します！

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターでは、中小企業事業主からの賃金引上げに向けた労務管理に関する相談に対して、労務管理等の専門家による窓口等での相談、企業への訪問相談を行います。

詳しくは、**大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター**

大阪市北区天満2-1-30 大阪府社会保険労務士会館5階 TEL:0120-068-116

受付:平日9:00～17:00（水曜日のみ18:00まで） Email:hatarakikata@sr-osaka.jp



2 賃金引上げを支援する制度

◆業務改善助成金 ※中小企業向け

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を一定額以上引上げ、生産性向上に資する設備投資等を行う中小企業者等に、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。

詳しくは、**業務改善助成金コールセンター TEL:0120-366-440**



◆キャリアアップ助成金 ※中小企業以外も利用可能

有期雇用労働者等非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップを促進するため賃金引上げ等の処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

どの支援が合うか迷ったら、『大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター』に相談してみてね！

社会保険適用時処遇改善コース！

いわゆる年収「106万円の壁」により労働者の手取り収入が減少するために就業調整が行われるケースがあることから、社会保険適用後も手取り収入が減少しないよう、事業主が労働者の収入を増加させる取組を行う場合の助成金になります。

詳しくは、**大阪労働局職業安定部 雇用保険課 助成金センター**

大阪市中央区常盤町1-3-8 中央大通FNビル9階 TEL:06-7669-8900



◆その他の賃金引上げ支援制度 ※中小企業向け

(1)中小企業向け賃上げ促進税制

青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たしたうえで賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額（又は所得税額）から控除できる制度です。

詳しくは、**中小企業税制サポートセンター TEL:03-6281-9821**



(2)企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げに取り組む中小企業者等に対し、設備資金や運転資金を2億7千万円までは特別利率で融資します。

詳しくは、**日本政策金融公庫 TEL:0120-154-505**



(3)中小企業省力化投資補助金

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするため、IoT・ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品の導入を支援します。

詳しくは、**中小企業省力化投資補助事業コールセンター TEL:0570-099-660**



(4)IT導入補助金

業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策のためのITツール等の導入を支援します。

詳しくは、**サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター : 0570-666-376**



◆賃金引き上げ特設ページ公開中！

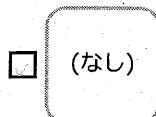
賃金引き上げを実施した企業の取り組み事例や賃金引き上げに向けた政府の支援策など賃金引き上げのために参考となる情報を掲載しています。



介護労働者の転倒灾害（業務中の転倒による重傷）を 防止しましょう

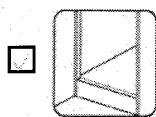
50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています
事業者は労働者の転倒灾害防止のための措置を講じなければなりません

「つまずき」等による転倒災害の原因と対策



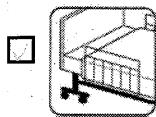
何もないところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒 (33%)

- ▶転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入 (★)
- ▶走らせない、急がせない仕組みづくり



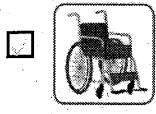
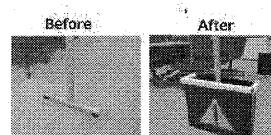
通路の段差につまずいて転倒 (15%)

- ▶事業場内の通路の段差の解消 (★)、「見える化」
- ▶送迎先・訪問先での段差等による転倒防止の注意喚起



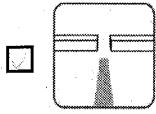
設備、家具などに足を引っかけて転倒 (12%)

- ▶設備、家具等の角の「見える化」



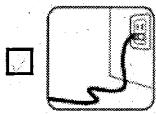
利用者の車椅子、シルバーカー、杖などにつまずいて転倒 (8%)

- ▶介助の周辺動作のときも焦らせない
介助のあとは“一呼吸置いて”から別の作業へ



作業場や通路以外の障害物（車止めなど）につまずいて転倒 (7%)

- ▶適切な通路の設定
- ▶敷地内駐車場の車止めの「見える化」



コードなどにつまずいて転倒 (5%)

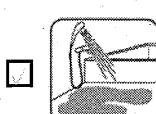
- ▶労働者や利用者の転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に徹底させる

「滑り」による転倒災害の原因と対策



凍結した通路等で滑って転倒 (24%)

- ▶従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マット等を設置する (★)



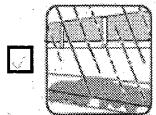
浴室等の水場で滑って転倒 (23%)

- ▶防滑床材の導入、摩耗している場合は施工し直す (★)
- ▶滑りにくい履き物を使用させる
- ▶脱衣所等隣接エリアまで濡れないよう処置



こぼれていた水、洗剤、油等（人為的なもの）により滑って転倒 (21%)

- ▶水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。
(清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してからの開放)



雨で濡れた通路等で滑って転倒 (11%)

- ▶雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う
- ▶送迎・訪問先での濡れた場所での転倒防止の注意喚起

(★)については、高年齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は「エイジフレンドリー補助金」(補助率1/2、上限100万円)を利用できます

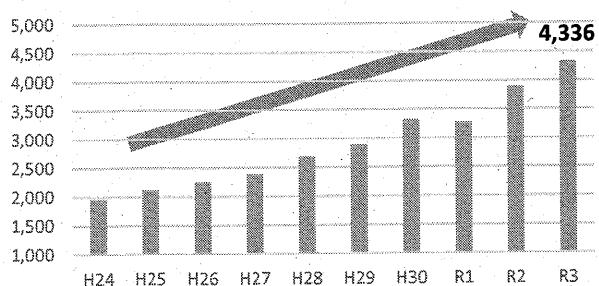


中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます

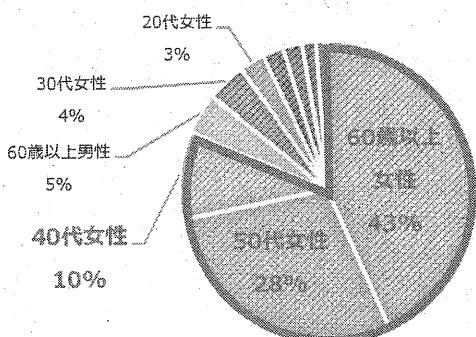


転倒災害（休業4日以上）の発生状況（令和3年）

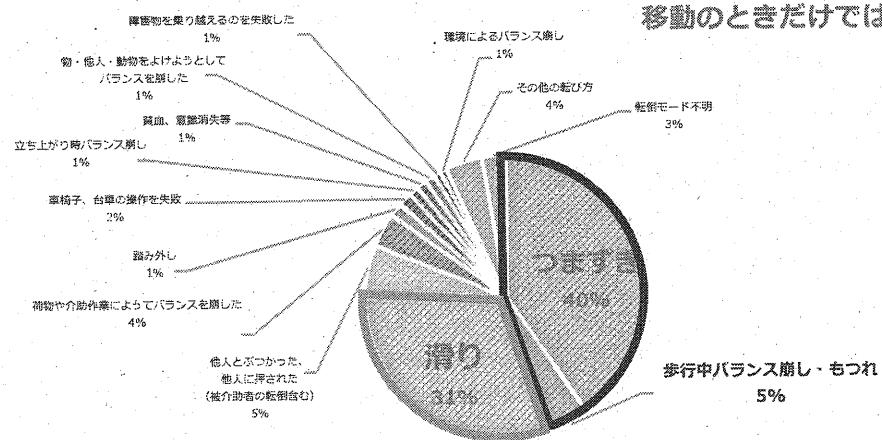
社会福祉施設における転倒災害発生件数の推移



社会福祉施設における転倒災害被災者の性別・年齢別内訳

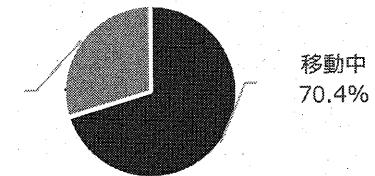


転倒時の類型



転倒災害が起きているのは
移動のときだけではありません

介護の現場における転倒災害の発生時点



転倒リスク・骨折リスク

■ 一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります

→「転びの予防 体力チェック」「ロコチェック」をご覧ください



ロコチェック

■ 現役の方でも、たった一度の転倒で寝たきりになることもあります

→「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？」（内閣府ウェブサイト）



内閣府ウェブサイト

■ 特に女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します

→対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診」を受診させましょう



アンケートに
ご協力ください

YouTube動画とアンケートのご案内

～転倒・腰痛予防！
「いいいき健康体操」～



大阪労働局
YouTubeチャンネル



介護の現場で働く皆さまへ

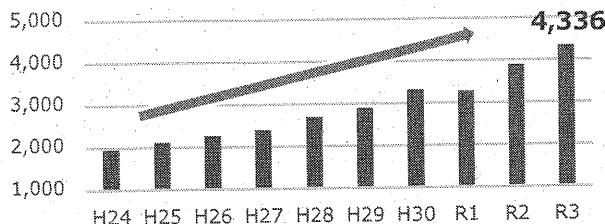
転倒災害（業務中の転倒による大怪我）に注意しましょう

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています。

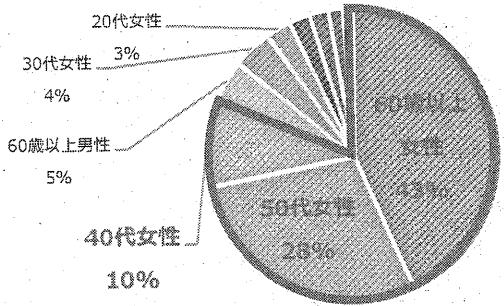
転倒災害は、被災しないよう労働者自身が注意することも必要です。

転倒災害（業務中の転倒による重傷、休業4日以上）の発生状況（令和3年）

社会福祉施設における転倒災害発生件数の推移



社会福祉施設における転倒災害被災者の性別・年齢別内訳



社会福祉施設における転倒による怪我の態様

骨折（約70%）

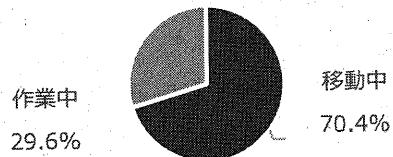
- 打撲
- じん帯損傷
- 捻挫
- 外傷性くも膜下出血

社会福祉施設の転倒災害による平均休業日数

44日

※労働者死傷病報告（休業4日以上）による休業見込日数

介護の現場における転倒災害の発生時点



転倒災害が起きているのは
移動の時だけではありません

介護労働者の転倒災害※の主な要因（労働者死傷病報告より）

※訪問介護や送迎先での転倒災害も含む

1. 何もないところでつまずく、足がもつれて転倒

- 人は加齢とともに転びやすくなります。自分は大丈夫だろうと思わず、転んで骨折するかもしれないという意識を持って歩行や作業をしてください。
- 走らないようにしましょう。

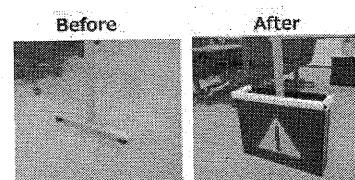
2. 段差、家具等につまずいて転倒（見えていない）

- 前をよく見て歩行、作業しましょう。
- 事業場内の危ない箇所は「見える化」等の対策をしましょう。

3. 浴室、脱衣所等の水場で滑って転倒

4. こぼれていた水、洗剤等で滑って転倒（見えていない）

- よく見て歩行、作業しましょう。
- 見つけたらほかの労働者の転倒防止のためにもすぐに拭きとりましょう。
- 水拭き等の後は、乾くまで他の労働者が入らないようにしましょう。



5. 雪、雨で滑って転倒

- 送迎や訪問介護時も含め、積雪・降雨時の歩行や作業に注意しましょう。



これらは介助中の転倒より多く、単独作業や移動中の油断や焦りが
転倒による大怪我と長期休業につながっています。

加齢等による転倒リスク・骨折リスク

- 一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります → 「ロコチェック」
- 現役の方でも、たった一度の転倒で寝たきりになることも → 「たった一度の転倒で寝たきりになること」。転倒事故の起こりやすい箇所は？」（内閣府ウェブサイト）
- 特に女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します

→対象者は市町村が実施している「骨粗鬆症健診」を受診しましょう



ロコチェック

内閣府
ウェブサイト



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

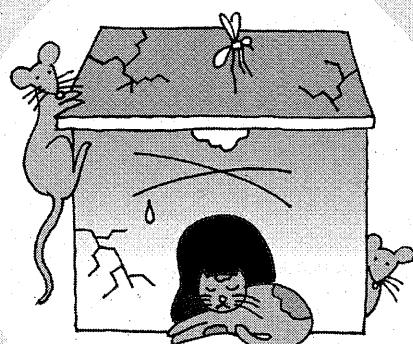


大阪の住まい活性化フォーラム

大阪の空き家コールセンター®

空き家を何もせず放つておくと どうなる？

相談
無料



近所迷惑

ネコ、ネズミ、イタチなど小動物のすみかになつたり、
ハエ、蚊などの害虫の大量発生につながります。

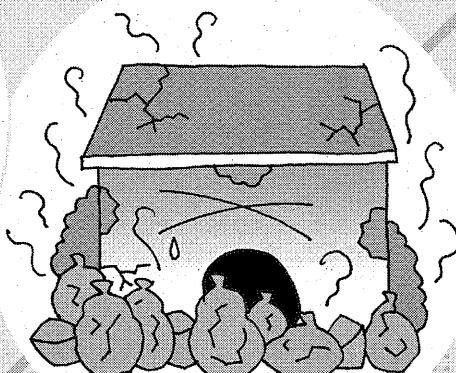


破損・雨漏り・ 建物の老朽化

屋根の破損や窓ガラスの割れ、
外壁の破損は雨漏りにつながります。
雨漏りにより天井や床が腐り、
建物の劣化を加速させます。

景観の悪化

樹木や雑草が繁茂し、
道路や隣地にはみ出します。



ごみ問題

ごみなどの不法投棄を誘発する
おそれがあります。

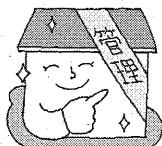
空き家

を持ったらどうしたらよいの？

しばらく使わない！なら…

空き家をしっかりと管理する

誰が、どうやって
管理するか事前に
決めましょう。



できるだけ、
こまめに手入れを行いましょう。

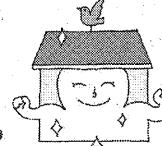
- 敷地と玄関周りの清掃、
庭木の剪定、草取り
- ごみや不法投棄の確認
- 通風、換気、通水、
郵便ポストの管理
- 雨漏り、カビの確認
- 屋根や外部まわりの点検 など

お手入れの項目

利活用したい！なら…

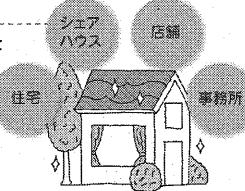
空き家を売却・賃貸する

空き家にして
おくのではなく、
売却や賃貸する
ことで、住まいや
店舗などに活用しましょう。



- 地域の不動産業者に
相談する。

- 空家バンクを
利用する。



空き家を除却（解体）する

売却や賃貸が困難な
空き家は、周辺に
迷惑がかから
ないように
除却しましょう。



除却後は、売却や賃貸、
自ら活用するなど、
不法投棄などされないように
活用を考えましょう。

- 地域の不動産業者に相談する。

- 隣地の方に売却等を相談する。

そのほかにも こんな影響も…

令和5年12月に空家等対策の推進に関する特別措置法が改正されたことにより、

- 市町村の指導・勧告の対象範囲が拡大しました。

- 「管理不全空家」および「特定空家」として勧告を受けた場合は、固定資産税の

住宅用地特例が解除され、税負担が大幅に増える可能性があります。

空き家に関するご相談は、「大阪の空き家コールセンター®」へ

詳しくは裏面をご覧ください

空き家のワンストップ電話相談窓口です。

ご相談内容をお聞きし、担当者から折り返しご連絡させていただきます。

大阪府にある空き家のお悩みや疑問を、お気軽にご相談ください。

時間 平日10:00-16:00



06-6210-9814

Q A よくあるご質問

Q 相談料はかかるのでしょうか?

A 基本無料です。

※相談内容によっては、有償サービスをご提案させて頂くことがあります。

Q 休日は電話受付していないのでしょうか?

A 平日10:00~16:00の受付となります。

Q 大阪府民以外は利用できないのでしょうか?

A 大阪府民以外の方でも、大阪府内に空家を所有されていれば、利用できます。

Q どのような相談ができるのでしょうか?

A 例えば、

空き家の管理方法がわからない
賃貸・売却する方法が知りたい
DIY賃貸が出来る物件を探している
何から手をつけたらいいかわからない
相続登記の義務化で何が変わるの
相続したらどうすればよいの
などのご相談に対応します。

大阪の空き家コールセンター®の仕組み

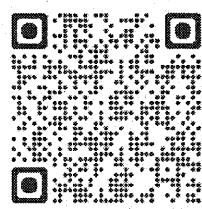
大阪の空き家コールセンター®は、複数の団体で運営しています。

市町村別に担当しているため、ご相談いただく空き家の所在地によって

折返しのご連絡をさせていただく団体が異なります。

※一部の市町村によっては、相談先をご案内するのみとなります。

エリア別の相談対応団体はこちらでご確認いただけます ➡



相談対応を実施している団体はこちら



一般社団法人 大阪府宅地建物取引業協会



一般社団法人
大阪府不動産コンサルティング協会



NPO法人大阪空き家相談センター



一般社団法人
既存住宅・空家プロデュース協会

〈発行〉

大阪の住まい活性化フォーラム 事務局: 大阪府 TEL:06-6941-0351(内線3036)



大阪の住まい活性化フォーラム

「大阪の住まい活性化フォーラム」は、大阪府等公的団体と既存住宅流通やリフォーム・リノベーションに関わる民間団体、事業者で構成された団体です。



大阪の住まい活性化フォーラム

住まいの相談窓口 のご案内

リフォームや
増改築を考えて
いるけど、
どれくらい費用が
かかるんだろう?

住まいに不具合
がないか調べたい
・住まいを耐震化
したい

実家が古くなった
から建替え
たいなあ

家を売りたい
・貸したい



“住まい”についてお気軽にご相談ください!

電話相談が15分まで無料です

実際に相談されたい場合は、
裏面をご覧ください

法律や税関係など、専門的なご相談もしていただけます。

大阪の住まい活性化フォーラム 事務局: 大阪府 TEL: 06-6941-0351(内線3036)



大阪の住まい活性化フォーラム

「大阪の住まい活性化フォーラム」は、大阪府等公的団体と既存住宅流通やリフォーム・リノベーションに関わる民間団体、事業者で構成された団体です。

大阪の住まい活性化フォーラム 住まいの相談窓口

住まいの様々なご相談に応じます。(電話相談が15分まで無料)

住まいに関してお悩みがある場合は、下記窓口にお気軽にご相談ください。

○:対応可能な分野 ○:特に得意な対応分野

| 団体名 | 電話番号 ※()内は受付時間 | 相談分野 | | | 備考 |
|--|---|----------|----|-------|---|
| | | 建築・リフォーム | 耐震 | 不動産流通 | |
| (公社)大阪府建築士 | 06-6947-1966 (13時~16時) | ○ | ○ | | 建築のプロフェッショナルである建築士が、電話・面談・現地において、建築の疑問点、耐震診断、インスペクション、リフォーム、増改築、建て替えなど、建築に関する技術的な相談に対応します。 |
| (公社)全日本不動産協会 大阪府本部 | 06-6947-0341 (10時~16時) ※来所相談・完全予約制 | | | ○ | 業界最古の歴史を誇る不動産業者の全国組織です。社会への貢献と業界の健全な発展に寄与するよう活動しています。不動産に関する相談に対応致します。 |
| (一社)大阪府宅地建物 取引業協会 | 0570-783-810 (10時~11時30分/ 13時~15時30分) | | | ○ | 大阪府下最大の不動産団体です。相談員(当協会の会員)が、不動産取引に関する相談に対応致します。 |
| (一社)大阪府不動産 コンサルティング協会 | 06-6261-3340 (10時~16時) | ○ | ○ | ○ | 不動産に関する様々な免許や資格を持つ専門家集団で、ワンストップで総合的な相談を受けることができます。相続登記未了の空き家や売れない、貸せない空き家などの相談にも対応しています。 |
| (一社)関西住宅産業協会 | 06-4963-3669 (10時~16時) | ○ | ○ | ○ | 総合建設業、地域ビルダー、建物管理業、流通業など多様な事業者を擁しており、総合的な相談をお受けします。大阪府住宅リフォームマイスター登録団体もあります。 |
| (一社)既存住宅・空家 プロデュース協会 | 06-7897-2149 (9時~16時) | ○ | ○ | ○ | 空き家の管理・活用を促進するための、建築・不動産、法律・瑕疵保険の専門家集団です。ワンストップ窓口として問題解決に向けトータルにご相談をお受けします。マンション管理についてのご相談もお受けしております。 |
| (NPO法人) 人・家・街 安全支援機構 | 0120-263-150 (9時~17時) | ○ | ○ | ○ | 予想される巨大地震に備えて、市民・行政・専門家が一体となり、木造住宅の耐震化を支援・推進しているNPO法人です。建築士等が、住宅に関する幅広いご相談に対応します。 |
| (NPO法人) 信頼できる工務店選び相談所 ・求められる工務店会 | 0120-46-5578 (9時~17時) | ○ | ○ | | インスペクション、耐震診断・補強、高齢者や障がい者の心身両面に配慮した改修・省エネ化などの相談に対応し、建物性能向上により地域の住環境を地元の工務店がサポートします。 |
| (一社)日本住宅リフォーム 産業協会 近畿支部 | 078-801-2537 (9時~17時) | ○ | ○ | | 1983年10月に設立された日本初、国内最大の「リフォーム関連企業」の全国組織です。国交省の住宅リフォーム事業者団体に認定されていますので、お気軽にご相談ください。 |

*相談の受付は平日(土日祝、年末年始、夏季休暇中除く)のみとなります。

住まいに不具合がないかを調べる建物状況調査(インスペクション)を実施するインスペクターも案内できます。

*各団体の案内できる建物状況調査(インスペクション)の詳細については、各団体にお問合せください。



住まいの相続や法律問題などの専門的な相談内容については、下記窓口にご相談ください。

| 団体名 | 電話番号 | 相談の専門分野 |
|-------------------------|--------------|-----------------------------|
| 大阪司法書士会(司法書士総合相談センター) | 06-6943-6099 | 相続・権利関係・相続登記義務化への対応 |
| 大阪弁護士会(財産管理人無料電話相談受付窓口) | 06-6364-5500 | 財産管理等(関連する相続・成年後見等の法律問題も含む) |
| 大阪府行政書士会 | 06-6943-7501 | 行政手続きに関する事 |
| 近畿税理士会(もしもし税金相談室) | 06-6943-0000 | 税務一般 |
| 大阪土地家屋調査士会 | 面談のみ | 土地境界・未登記の建物に関する事 |

空き家に関しては、こちらをご利用ください。

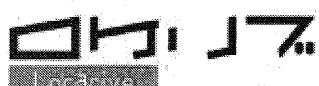
大阪の空き家センター®

06-6210-9814

時間 平日10:00~16:00

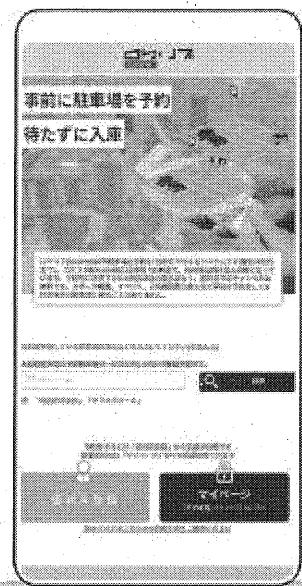
詳しくはこちらを
ご確認ください。





府営住宅に来訪される訪問系事業者様へ

予約駐車場ロケリブの ご利用方法



ロケリブ（Locarive）は貸し駐車場の予約を一日単位で行えるサービスです

スマホでカンタン予約！

14日前から予約でき、一日単位で利用可能！

クレジット払いでの現金いらず！

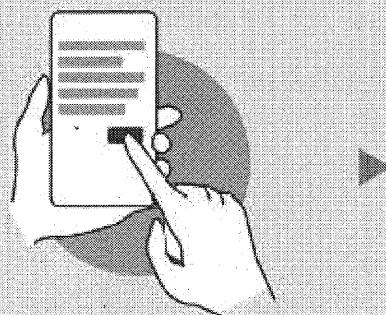
ご登録・予約はロケリブサイトからできます
URLを入力もしくはコードを読み取ってください

<https://www.locarive.jp>



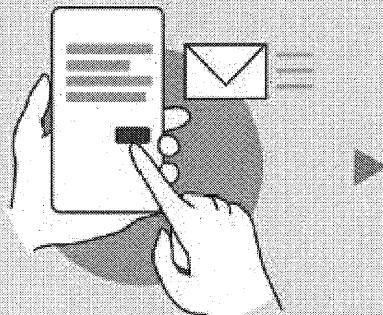
会員登録

仮会員登録



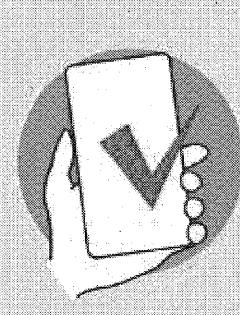
氏名や電話番号などの
会員情報を入力します

本利用登録



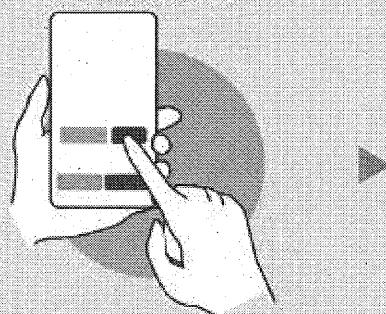
返信メールにあるURLを開き、
本利用登録の必要事項を入力します

登録完了！



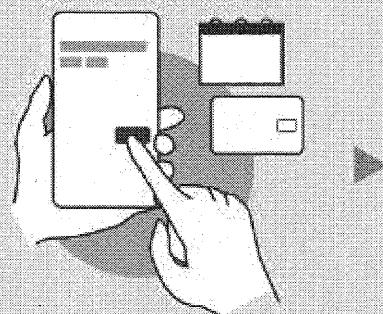
駐車場のご利用方法

駐車場検索



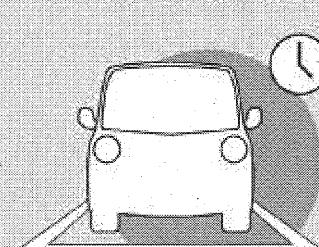
目的地や探している駐車場の地名
などを入力して検索します

駐車場予約



駐車場と日付を選択して予約
クレジット情報を入力し支払います

駐車場利用



予約時間は0:00～23:59まで
予約時間内であれば何度でも
車の出し入れが可能です

ご利用方法、ご不明な点等がございましたらロケリブホームページをご確認ください。

盲ろう、盲ろう者通訳・介助者派遣事業について

盲ろうとは

視覚と聴覚の障がいの重複した状態を盲ろうといい、こうした障がいのある方を盲ろう者（児）といいます。全盲ろう（ほとんど見えない、ほとんど聞こえない）、弱視ろう（少し見えるが、ほとんど聞こえない）、盲難聴（ほとんど見えず、少し聞こえる）、弱視難聴（少し見えて、少し聞こえる）

コミュニケーションの方法

コミュニケーションをする際には障がいの状態をよく確認し、どのような方法で対応できるかを十分把握することが重要です。

- 聴覚障がいから視覚障がいをともなった盲ろうの方・・・触手話、弱視手話（接近手話）、指文字、筆談など
- 視覚障がいから聽覚障がいをともなった盲ろうの方・・・指点字、プリスタ、耳元で聞き取りやすい声で復唱するなど

盲ろう者通訳・介助者派遣事業

46

■対象者 大阪府内に居住する、身体障がい者手帳の1級又は2級の盲ろう者

■派遣対象 次の（1）から（3）のいずれにも該当しない場合に通訳・介助者を派遣します。

- (1) 通勤、就業その他の反復継続的な活動に係るものである場合又は別の手段により通訳・介助を受けることができる場合。ただし、一部対象外。
- (2) 通訳・介助者自らが車両又は自転車を運転して介助する場合
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする場合

■利用料 派遣に要する費用は無料です。ただし、派遣を受けておこなおうとする活動に関して発生する通訳・介助者の交通費、入場料、その他の費用については、利用者の負担となります。

■利用申込 原則として派遣を希望する10日前までに通訳・介助派遣を申請してください。あらかじめ利用登録が必要です。

■介護サービスを利用する場合にも本事業による通訳の支援が可能です

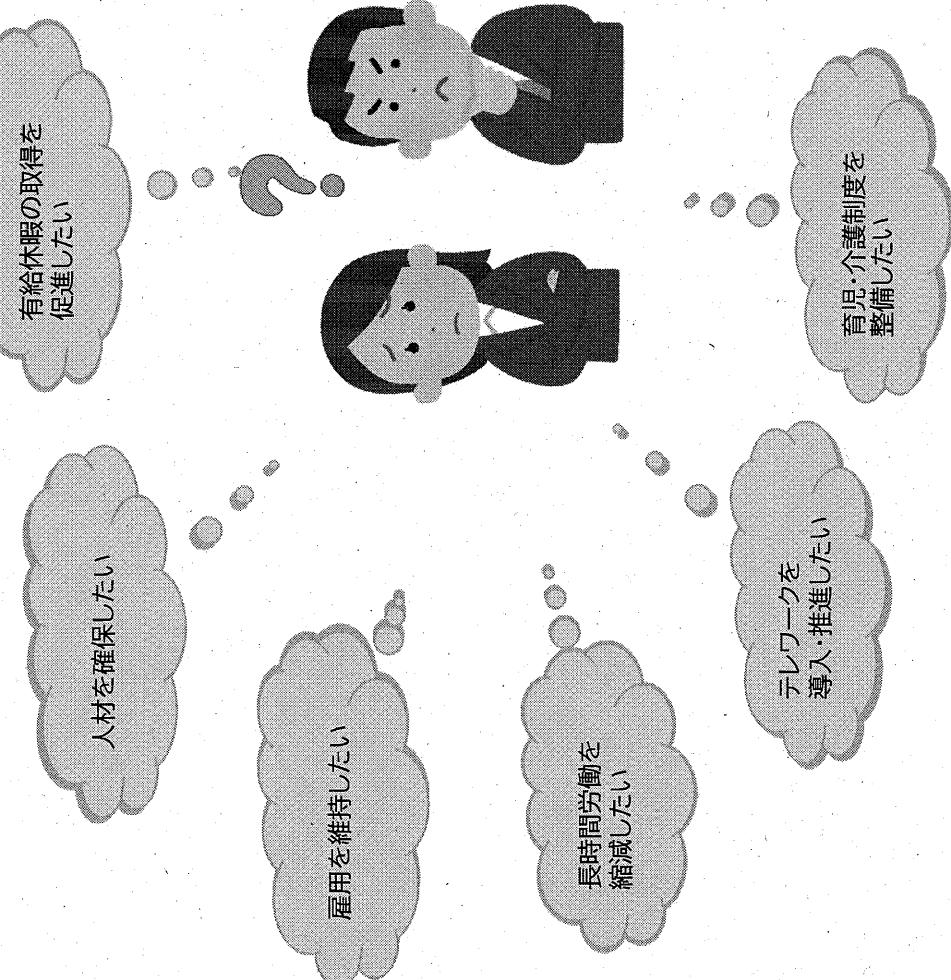
令和2年9月23日付 厚生労働省事務連絡（抜粋）

盲ろう者が介護サービスを利用する場合には、介護の提供に当たり、触手話や指点字等、専門性の高い特別なコミュニケーション技術が必要となることから、障害者総合支援法による「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」を活用し、当該事業所の従業者以外の支援者（以下、単に「支援者」という。）が介護サービス利用中に付き添い、コミュニケーション支援を行うことは差し支えないと明記されています。

■お問い合わせ窓口 社会福祉法人 大阪障害者自立支援協会（盲ろう者等社会参加支援センター）TEL：06-6748-0588

大阪府 労働環境改善事業

中小企業の経営者・事業主のみなさまの「こんなお悩み」の解決に向け、大阪府が一緒に考え、支援しています。



《概要》

大阪府では、人材確保、育児・介護等の制度整備、業務効率化など、中小企業の様々なお悩みをお伺いし、それに応じた改善案を提案するとともに、その取組みの伴走支援を行っています。

Step1 中小企業から大阪府へ申込み

Step2 府職員が企業から悩みをお伺いし、課題を整理(※)

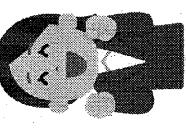
Step3 関係機関と連携し、改善案をご提案

Step4 改善案の具体化に向けて伴走支援

(※) 直接訪問のほか、お電話やテレビ会議システムを使つたWEB方式がご選択いただけます。

ご希望の方をお選びください。

悩みを解決し
企業の更なる
魅力向上へ



《お申込み・お問い合わせ先》

大阪府 商工労働部 就用推進室 労働環境課 労働環境推進グループ

労働環境改善事業 Q 検索

- TEL: 06-6946-2605
月～金曜9:00～12:15、13:00～18:00
(土・日・祝日及び年末年始を除く)
- FAX: 06-6946-2635



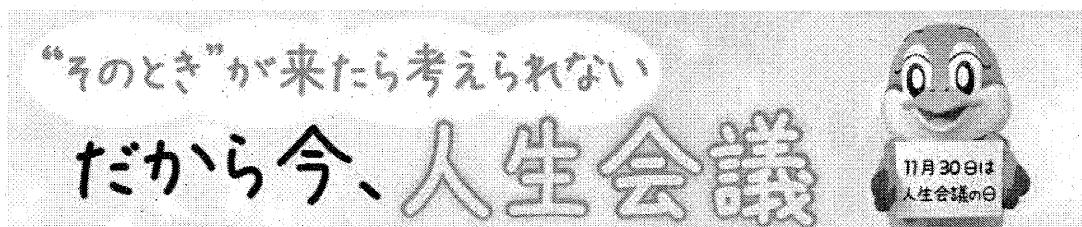
トップ ぐらし・住まい 人権・男女 福祉・
まちづくり 共同参画 教育・学校・
子育て 青少年 健康・医療 商工・労働
環境・リサイクル 農林・
水産業 都市魅力・
観光・文化 都市計画・
整備 防災・安全・
危機管理 府政運営・
市町村

ホーム > 健康・医療 > 医療機関・医療人材 > 在宅医療の推進について > アドバンス・ケア・プランニング (ACP、愛称『人生会議』) をご存じですか？ はじめての方へ サイトマップ

アドバンス・ケア・プランニング (ACP、愛称『人生会議』) をご存じですか？



更新日：2024年1月25日



人生会議のページは新しくなりました。このページは、人生会議 (ACP) について紹介しています。

令和5年度「人生会議の日」関連イベントのお知らせ

※このイベントは終了しています。

■府民講座の概要

タイトル：『府民公開講座－人生会議（ACP）と皮膚理解を深めよう！－』
開催日時：2023年12月17日（日曜日）14時00分から15時40分（開場予定 13時30分から）
会場：大阪梅田ツインタワーズ・ノース26階 1・2・3号室
大阪市北区角田町8番1号
参加費：無料（当日参加可能）YouTubeライブ配信

【第1部】14時10分から14時55分

「人生100年時代（自分らしく生きるために今から始める「人生会議」）」
大阪医科薬科大学訪問看護ステーション 管理者
林 佳美 先生

【第2部】14時55分から15時40分

「お肌トラブル対策！冬の多汗症とお肌ケア」
大阪皮膚科医会 会長
持田皮フ科 院長
持田 和伸 先生

※本講座はマルホ（株）との共催で人生会議のほか、皮膚疾患について理解を深めていただけます。

イベントの詳細については[こちら](#)から確認ください。

■「人生会議の日」市町村関連イベント情報

○島本町 令和5年11月30日（木曜日）14時から15時30分（13時30分から受付開始）

「人生会議（ACP）講演会 自分らしい生き方を選択しましょう」

<https://www.town.shimamoto.lg.jp/soshiki/33/20711.html>

○枚方市 令和5年11月30日（木曜日）14時から16時まで（13時30分より受付開始）

「言うとかんとわからへん！安心して生きるための人生会議」

<https://www.city.hirakata.osaka.jp/kourei/0000049060.html>

<https://www.city.hirakata.osaka.jp/kourei/cmsfiles/contents/0000049/49060/chirasi.pdf> (イベントチラシ)

人生会議（ACP）啓発資材、研修支援事業について

啓発資材についてはこちら [「人生会議（ACP）啓発資料を配布しています」](#)

(参考) 令和4年度作成の漫画については、こちらからも閲覧できます。⇒ [『みんなの人生会議』 \[PDFファイル／12.59MB\]](#)

(参考) 令和5年度作成の事業者向け『いのち輝く人生のため「人生会議」を推進する条例』に関するフライヤーについては、

こちらからも閲覧できます。⇒ [『いのち輝く人生のため「人生会議」を推進する条例』に関するフライヤー \[PDFファイル／1.78MB\]](#)

研修事業、支援事業についてはこちら [「ACP普及啓発支援事業」](#)

講師調整依頼、その他についてはこちら [「人生会議（ACP）相談対応支援事業について」](#)

自らが希望する医療・ケアを受けるために

誰でも、いつでも、命に関わる大きな病気やケガをする可能性があります。命の危機が迫った状態になると、約70%の方が医療やケアなどを自分で決めたり、望みを人に伝えたりできなくなると言われています。

あなたが大切にしていることや望んでいること、どこで、どのような医療・ケアを望むかを、自分自身で前もって考え、周囲の信頼する人たちと共有する取組を「アドバンス・ケア・プランニング（以下、ACPという。）」といい、自らが希望する医療やケアを受けるための大切なプロセスになっています。

しかしながら、国がまとめた報告書（※）によると、人生の最終段階における医療・療養について、家族等や医療介護関係者と話し合ったことがある人の割合は、平成25年からほとんど変わっていません。

政府は、ACPの愛称を「人生会議」に決定するとともに、毎年11月30日（いい看取り・看取られ）を「人生会議の日」とし、人生の最終段階における医療・ケアについて考える日としました。

この機会に『人生会議（ACP）』について考えてみませんか？

※ H30.3 「人生の最終段階における医療に関する意識調査報告書」（人生の最終段階における医療の普及啓発の在り方に関する検討会）(外部サイト)

【参考】

- ・ ACP普及・啓発リーフレット（厚生労働省）[PDFファイル／842KB]
- ・ 人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン [PDFファイル／102KB]
- ・ 人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン（解説編） [PDFファイル／211KB]

そもそも『人生会議（ACP）』って？

『人生会議（ACP）』とは、これからご自身が受ける医療やケアについて、自分の考えを家族や近しい方、医療・ケアチームと繰り返し話し合い、考え、「心づもり」として書き留めたものを周囲と共有する、という、ご自身の意思決定を支援する手順のことです。

あなたは今後どんな生き方をしたいですか？ 大切な人にどんな生き方をしてほしいですか？

自らが希望する医療やケアを受けるために、大切にしていること、どこでどのような医療・ケアを望むかを、自分自身で前もって考え、周囲の信頼する人たちと話し合い、共有することが重要です。

※このような取組は、個人の主体的な行いによって進めるものです。知りたくない、考えたくない方への配慮が必要です。

『人生会議（ACP）』の進め方（例）

(1) もし病気になったら・・・、まずは考えてみましょう

◇ どんな治療・ケアを受けたいですか？

- 例えば・・・
- ・病気と闘って一日でも長く生きたい。
 - ・延命につながるだけの処置は避けたい。
 - ・自分が望む生活ができる程度に、苦痛をとる治療を受けたい。 など

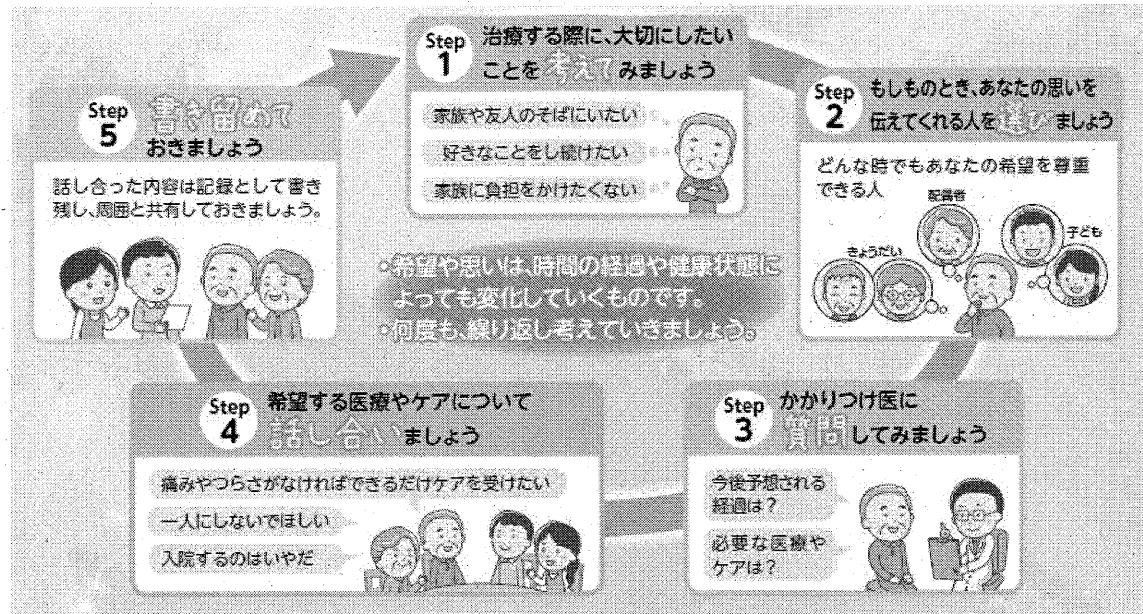
◇ どんな所で療養したいですか？

- 例えば・・・
- ・家族やヘルパーなどのサポートを受けながら、できるだけ住み慣れた自宅で生活したい。
 - ・病院や施設で療養したい。 など

(2) 考えた内容を、話し合い、共有しましょう

希望や思いは、時間の経過や健康状態によって変化していくものであり、一度で決まるものではありません。

下記のサイクルを参考に、何度も繰り返して考え、話し合いましょう。



STEP 1 治癒する際に、大切にしたいことを考えてみましょう

あなたが大切にしていること、望んでいることを考えてみましょう。
今のおあなたの思いを示しておくことは、将来的に家族などがあなたの気持ちを考慮して判断をおこなう際に役立ちます。

STEP 2 もしものとき、あなたの思いを伝えてくれる人を選びましょう

もしものとき、あなたが自分の意思を伝えることができなくなった場合に、あなたに代わって意向を伝えてくれる人を選んでおきましょう。
どんな時でもあなたの希望を尊重できる、信頼できる人を選びましょう。

STEP 3 かかりつけ医に質問してみましょう

あなたの健康状態、病気の場合は病名や病状、今後予想される経過や必要な医療・ケアについて、かかりつけ医に質問し、健康について学び、考えてみましょう。

STEP 4 希望する医療やケアについて話し合いましょう

医療・ケアや生活に関する希望や思いを、家族・代理人・医療者等と話し合い、理解してもらいましょう。

STEP 5 書き留めておきましょう

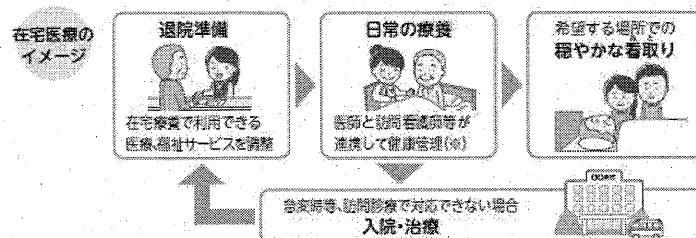
話し合った内容は記録として書き残し、周囲と共有しておきましょう。

病気になっても、住み慣れた環境で過ごしたいご意向をお持ちの方へ

病気等になり通院が困難な場合であっても、自宅などの生活の場において、医療を受けることができる「在宅医療」をご存じですか？

国の調査によると、約70%の方が自宅での最期を希望しているにもかかわらず、実際に自宅で亡くなった方は約15%しかいません。

- 在宅医療は、通院が困難な場合に自宅などの生活の場において、医師・看護師・歯科医師・薬剤師等がチームとなって提供する医療です。
- 住み慣れた環境で家族やペットとともに過ごすなど、自分のペースで生活できることが最大のメリットです。



(※) 訪問診療は平均月に1～2回の頻度で行われます。
訪問看護は医師の指示書に基づき行われ、状態に応じて回数が変わります。

・あらかじめ急変時の対応についてかかりつけ医と相談しておきましょう。

◇在宅医療を受けるには？

- ・退院時に、在宅での医療について、病院担当者と相談しましょう。
- ・また、医療だけでなく、自身にあった暮らしについてもケアマネジャー

や地域包括支援センター等と相談しましょう。

◇誰でも受けられるの？

- ・年齢や病気に制限なく、誰でも受けることができます。人工呼吸器や経管栄養などが必要でも、症状が安定していれば自宅療養は可能です。

◇病状が急変したら？

- ・訪問診療で対応できない場合は、入院での治療になります。

【参考】

- ・ 厚生労働省「人生会議してみませんか」(外部サイトを別ウインドウで開きます)
- ・ 地域包括支援センター観 (ページ内にリンクあり) (別ウインドウで開きます)
- ・ 大阪府「上手に医療を受けるためにから知っておきたいことから」

人生会議に関する各種調査

人生会議（ACP）に関する認知度調査（インターネット調査）

令和5年度調査：調査結果は[こちら \[PDFファイル／1.17MB\]](#)

府民の健康をサポートするアプリ「アスマイル」による調査

令和4年度調査：調査結果は[こちら \[Wordファイル／691KB\]](#)

このページの作成所属
健康医療部 保健医療室保健医療企画課 在宅医療推進グループ



1つ前のページに戻る

このページの先頭へ

[ホーム > 健康・医療 > 医療機関・医療人材 > 在宅医療の推進について > アドバンス・ケア・プランニング（ACP、愛称『人生会議』）をご存じですか？](#)

お問い合わせ ユニバーサルデザインについて 個人情報の取り扱いについて このサイトのご利用について

大阪府
(法人番号
4000020270008)

本庁 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 (代表電話) 06-6941-
0351
咲洲庁舎 〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 (代表電話) 06-6941-
0351

[大阪府への行き方](#)

© Copyright 2003-2024 Osaka Prefecture, All rights reserved.

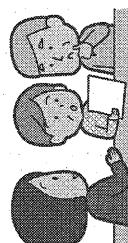
本人の意思について
「本人が決めるにとの
支援へ

決められないへだから
代わりに決めてあげる
から

意思決定支援やガイドラインをもつと知りたい

意思決定支援の重要性

○一人ひとりが自分で意思を形成し、それを表めでき、その
意思が尊重され、日常生活・社会生活を決めていくことは
とても重要なことであって、このことは認知症の人につい
ても同様のことです。

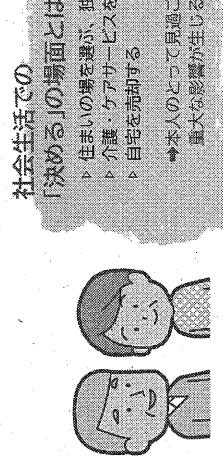


意思決定支援とは

○認知症の人（認知症と診断された場合のほか、認知機能
の低下が疑われる意思決定能力が不十分な人を含みます）
であっても、その能力を最大限活かして、日常生活・社会
生活に関する自らの意思に基づいた生活を送ることがで
きるようにするために使う、意思決定支援に関する全ての
人による本へ支障と示されています。

日常生活での 「決める」の場面とは

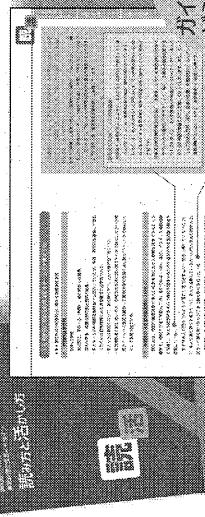
- ▶自分の好きなものを食べる
 - ▶買い物・ケータリングなどを
・行きたいと思う場所に出掛ける
 - ▶入所中の施設の行事に参加する
 - ▶自宅を売却するなど
- これまでの生活や価値観が反映される場面
日常の生活が確保されることが尊重される場面



認知症の人の
日常生活における
意思決定支援
ガイドライン



ガイドラインをくわしく解説してほしい（ガイドライン補助資料）



ガイドラインの説明を聞いてみたい（専門職研修動画教材）

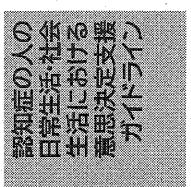
○意思決定支援ガイドライン研修
(医療職向け組み込み型研修)



○意思決定支援ガイドライン研修
(介護職向け組み込み型研修)



ご本人の声
(メッセージ)
もあります



令和3年度
老人保健事業費等補助金（老人保健健診検査等事業分）
認知症の人の日常生活における意思決定支援ガイドラインの
普及・啓発に向けた調査研究事業 資金

老人保健事業費等補助金
(老人保健健診検査等事業分)

令和3年度

ご本人の「声」で説明します

意思決定支援の原則

1 2 3

本人の意志の尊重

- こうしたい、どちらかいいなどを決めるとき、まずは自分を知ってくれる人に話を聞いてくれるようないい意見が言いたいよ。
- 立ち会う人も、遠慮なく自分の意見が言えるような人がいいね。
- 普段行かないような慣れない場所よりも、自宅がいいです。ありがたいけど、大勢で取り囲まれちゃ、言いたいこともあまり言えないし。

本人の意思決定能力への配慮

- 自分が決めたいけど、違いがよく分からぬから選べないなあ。
- たくさん説明してくれるときは、ゆっくりと分かりやすくお願いします。あと、紙に図や表などで書いてくれると分かりやすいです。
- 「Aですか・Bですか」だけじゃなくて、「何がしたいですか」「どうしたいですか」って聞かれる方が、したいことを言いやすいのになあ。
- 説明の途中で、確認してくれるといいで最初の方に言われたことがあやふやになくなっちゃうから。

早期からの継続的支援

意思決定支援のプロセス(流れ)

環境の整備



53

「考へる」をささえる

- 支援に関わる皆さんに自分のことを分かってもらえると安心だし、前に言ったこと、ちょっととしたことなど、思ってほしよ。
- 一緒に考えたことを、一緒に振り返れば思い出すこともあります。決めていく途中のていねいな支援がうれしいです。

確認や振り返り

- ご本人の意見を、多職種協働や社会資源も活用しながら、日常生活・社会生活に反映できるよう伴走していきます。
- 実際にやってみて、ご本人の意思が変わることもあります。ご本人にとつて無理のない提案をしながら継続的に支援していくきます。

「ささえる」ための原則

- ご本人が表明された意思(何をしたい、どちらかいいなど)を聞き、それを尊重することから始まります。
- 支援する側の目線や都合ではなく、ご本人の自己決定を尊重します。
- ご本人が決定するために必要な情報を、工夫や保されている認知能力に応じて、工夫や確認をしながら説明していきます。
- 言葉だけでなく、身振り・手振り、表情の変化も読み取っていきます。
- 早い段階から、伴走するように、ご本人の「決める」を支援していきます。

「話す」「伝える」をささえる

- ご本人が意思を伝えられるように、時間をかけて、コミュニケーションを取る中で聞くことを心がけています。
- 私たちも同じですが、時間が経つたり、状況が変わったり、最初の意思は変わるものであります。時間をおいて、何度も話してください。
- ご本人の生活歴や普段の様子・価値観などから「おかしいな」「迷ってるのかな」と感じたときは、一旦立ち止まって、ご本人にも、もう一度確認しています。

「する」「かなえる」をささえる

- ご本人の意見を、多職種協働や社会資源も活用しながら、日常生活・社会生活に反映できるよう伴走していきます。
- 実際にやってみて、ご本人の意思が変わることもあります。ご本人にとつて無理のない提案をしながら継続的に支援していくきます。

意思実現の支援

本人の意思を日常生活・社会生活中に反映する支援

意思決定支援の3要素

意思表明の支援 + 意思決定支援の3要素

意思形成の支援 +

意思表明の支援 + 意思決定支援の3要素

適切な情報、認識、環境の下で意思が形成されることに対する支援

プロセスの記録・確認・振り返り

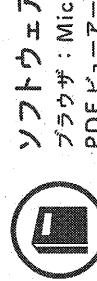
ガイドラインや「読み方と活かし方」を参照してください。

事前のご確認



パソコン

OS: Windows10またはWindows11(最新のWindows Updateを適用していること)
推奨モニター解像度: 1366×768ピクセル以上



ソフトウェア

ブラウザ: Microsoft EdgeまたはGoogle Chrome
PDFビューアー: Adobe Acrobat Reader 推奨

よくある質問

Q. ケアプランデータ連携システムを導入するにはどのような準備が必要ですか？

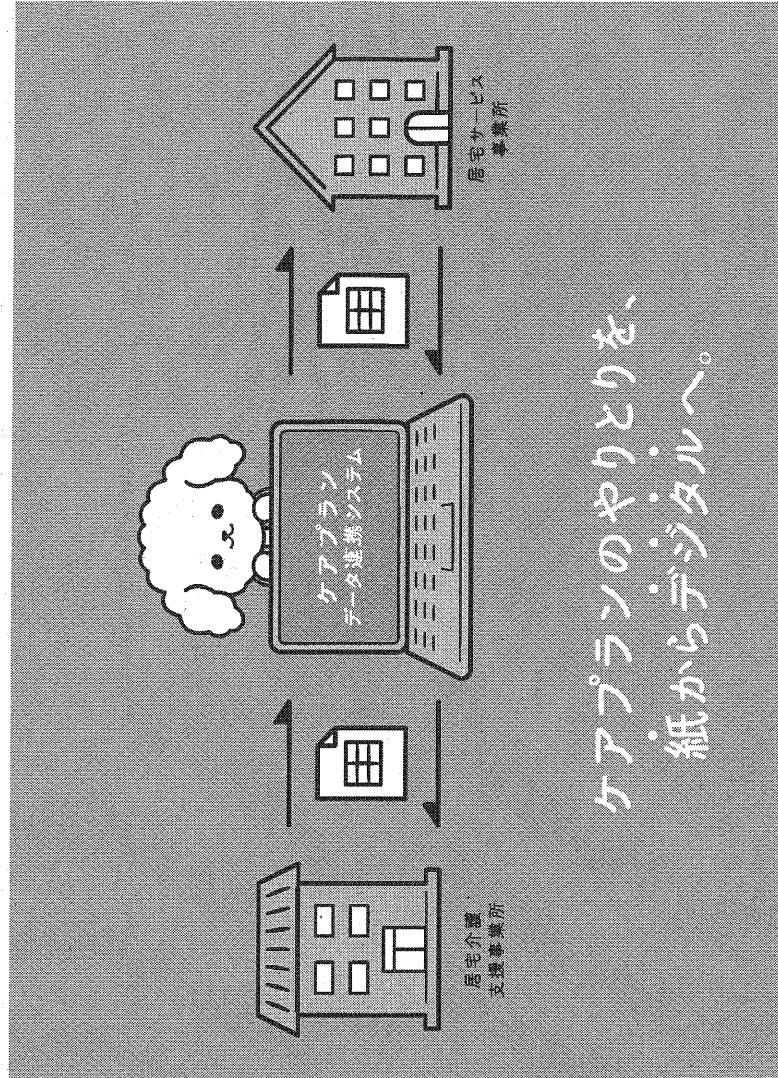
A. 標準仕様に対応した介護ソフトの導入、クライアントソフトと電子証明書のインストール、システム利用申請が必要です。詳細は公式サポートサイト「ケアプランデータ連携システム導入フロー」をご参照ください。

Q. ライセンス料はいくらでしょうか？

A. 1事業所番号ごとに年間21,000円(税込)で、1年ごとに更新申請いただく必要があります。

Q. データ連携できる事業所を教えてください。

A. 福祉・保健・医療の総合情報サイト「WAM.NET（ワムネット）」より検索することができます。
<https://www.wam.go.jp/wamapp/kpdrsys.nsf/top>



詳しいご説明を掲載したサイトをご用意。
使用開始までの手順などを動画などをご用意しています。

ケアプラン ヘルプデスク [検索]

QRコード

<https://www.careplan-rentekisupport.jp/index.html>

TEL 0120-584-708

電話でのお問い合わせ

受付時間 9:00～17:00（土日祝日は除く）

年末年始（12月29日～1月3日）は、お休みさせていただきます。

公益社団法人

国民健康保険中央会

All-Japan Federation of National Health Insurance Organizations



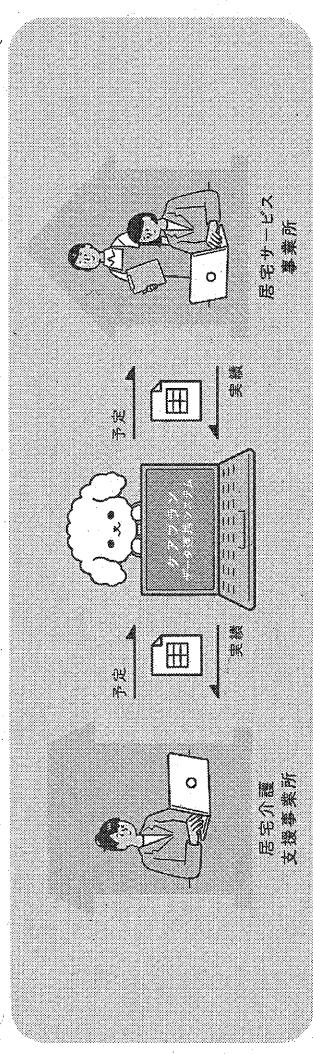
ひとくらしみらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

ケアプランデータ連携システムとは

居宅介護支援事業所と居宅サービス事業所とのケアプランのやりとりを、オンラインで完結できる仕組みです。



介護分野の生産性向上を図り、いきいきと働ける職場を実現するために、
ICTを介護現場のインフラとして活用することが重要です。

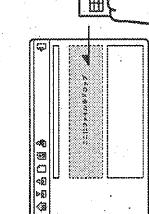
厚生労働省では、事業所間でやりとりされる情報について、
データ連携の約束事を「ケアプラン標準仕様」として定めています。

その約束事に従って、異なる介護ソフト同士でも安心してつながれる基盤として、
国民健康保険中央会は「ケアプランデータ連携システム」を提供します。

3つのメリット

かんたん

計画書(1表、2表)や提供票データ(6表、7表)といった
CSVファイルなどを、ドラッグ&ドロップするだけで準備完了。
郵送やFAXなどの送付の手間から解放。

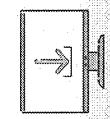


あんしん

記載ミスや書類不備が減り、手戻りが減少。介護報酬請求
で使用されているセキュリティ方式を採用し、安全性は万全。
導入から運用まで、安心のサポート体制を提供。

さくくげん

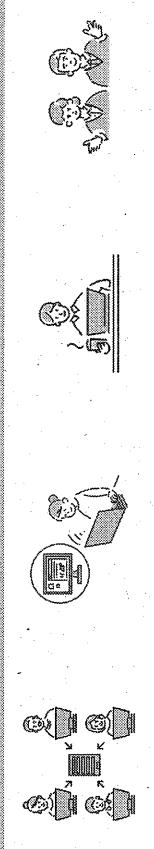
やりとりにかかる業務時間を約1/3に抑えられる研究結果が
あります。費用については、ライセンス料21,000円の授業で
年間約80万円の削減が見込まれます。



(出典：令和2年老人保健衛生連携事業「介護分野の生産性向上におけるICTの更なる活用に関する調査研究」)

利用開始までの流れ

利用申請前の確認



データ連携する事業所と
システム導入時期を
確認します

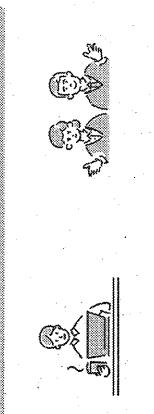
ご利用の介護ソフトが
ケアプラン標準仕様に対応しているか確認します

データ連携する事業所と
システム導入時期を
確認します

データ連携する事業所と
システム導入時期を
確認します

データ連携する事業所と
システム導入時期を
確認します

利用開始までの流れ



データ連携する事業所と
システム導入時期を
確認します

国際医療福祉大学大学院
医療福祉経営専攻
石山 麗子教授

導入したきっかけは、スタッフの負担を減らし、
利用者さんとの時間を取ってほしかったのです。
システムの操作は、ドラッグ&ドロップと、ワン
クリックだけで利用できます。
介護業界の時代が変わった瞬間で、間違いなく
大きな手段の一つだと思います。

居宅介護支援事業所
株式会社ライドマネジメント
長谷川 優代表

「今の時代に、なくてはならないもの」だと思います。
ケアマネジャーの仕事である「モニタリング」は
人が行わなければならないものですが、もう一方の
「給付管理」は効率化が可能な事務作業です。
「給付管理」の時間を短くして、「モニタリング」に
あれば、ケアマネジメントが非常に豊かになら
いくと思います。